



平成 26 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト リ ド ー ル
(コード番号 3397 東証第一部)
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 栗 田 貴 也
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 小 林 寛 之
TEL: 078-200-3430

新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 11 日（火）開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行及び株式売出しにより、当社の親会社以外の支配株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループは、当社及び連結子会社 15 社、関連会社 4 社(平成 26 年 9 月 30 日現在)で構成されており、直営及びフランチャイズによる外食事業を営んでおります。

現在、当社グループが展開する主な業態は、主力業態であるセルフうどんの「丸亀製麺」をはじめとして、創業業態である焼き鳥ファミリーダイニングの「とりどーる」、ラーメン業態である「丸醬屋」、焼きそば業態である「長田本庄軒」であります。

当社グループでは、国内におきましては継続して新規出店に取り組むと共に、積極的な商品施策や認知度及び顧客満足度の向上とブランドの確立に向けた施策を実施してまいりました。また、不採算店の閉店、改装を実施したほか、効率的な人員配置、LED 照明の導入などによる経費削減策の実施によって利益率の向上を図っております。

海外におきましては、直営店による出店に加え、合弁会社又はフランチャイズによる出店を通じて規模を拡大すると共に、新たなブランドを立ち上げるなど、収益性を重視しつつも積極的な展開を継続しております。

今回の新株式発行は、主力業態である「丸亀製麺」の新規出店のための設備投資資金、及び一層の飛躍に向けた積極的な海外展開のための投資資金を確保することで、当社グループの収益力の強化を目指すと共に、更なる成長に向けた財務基盤の確立を意図したものであります。

また、同時に当社株主を売出人とする当社株式の売出しを実施することにより、株式の分布状況の改善及び流動性の向上に資するものと考えております。

なお、今回の新株式発行及び当社株式の売出しが完了した場合には、当社は留保金課税の適用対象外となる予定であります。これが業績等に与える影響につきましては、本日開示の「業績予想の修正及び配当予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

記

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 募 集 株 式 の	当社普通株式	3,200,000 株
種 類 及 び 数		

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- | | |
|---|--|
| (2) 払込金額の
決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年 11 月 19 日（水）から平成 26 年 11 月 25 日（火）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社及びマネックス証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成 26 年 11 月 27 日（木）から平成 26 年 12 月 2 日（火）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他公募による本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | |
|----------------------------|--|-------------|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 2,350,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 栗田 利美 | 1,570,000 株 |
| | 栗田 貴也 | 780,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。） | |
| (4) 売 出 方 法 | 売出しとし、大和証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 一般募集における払込期日の翌営業日とする。 | |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 600,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、600,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 600,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会計計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 割 当 先 大和証券株式会社
- (5) 申 込 期 日 平成26年12月24日（水）
- (6) 払 込 期 日 平成26年12月25日（木）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、600,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成26年11月11日（火）開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式600,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成26年12月25日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年12月19日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	39,302,000株	(平成26年10月31日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	3,200,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	42,502,000株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	600,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	43,102,000株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資の手取概算額合計上限4,454,646,000円については、平成28年3月末までに、2,070,000,000円を国内の新規出店並びに既存店の大規模改装及び設備入替に伴う設備投資資金に、1,360,000,000円を在外子会社の新規出店に伴う設備投資のための投資資金に、330,000,000円を関連会社であるTORIDOLL AND HEYI GROUP COMPANY LIMITEDに対する投資資金（同子会社の新規出店に伴う設備投資資金）に、220,000,000円を同じく関連会社であるNODU FOODS CO., LTDに対する投資資金（同社の新規出店に伴う設備投資資金）に充当する予定であり、残額を平成27年3月末までに長期借入金の返済資金の一部に充当する予定で

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

あります。上記資金使途に充当するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。在外子会社及び関連会社に対する投資については、いずれも子会社である東利多控股有限公司を通じて行う予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成26年11月11日現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成26年9月30日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名	セグメント の名称	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力 (席)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	<丸亀製麺>							
	レイクタウンmori店 (埼玉県越谷市)	丸亀製麺	42	-	自己資金	平成26年9月	平成26年11月	- (注) 4
	ビーンズキッチン 武蔵浦和店 (埼玉県さいたま市)	同上	71	-	増資資金	平成26年10月	平成26年12月	50
	モラージュ菖蒲店 (埼玉県久喜市)	同上	32	1	自己資金 及び 増資資金	平成26年11月	平成27年1月	- (注) 4
	イオン茨城店 (大阪府茨城市)	同上	37	-	増資資金	平成27年2月	平成27年4月	- (注) 4
	ゆめタウン廿日市店 (広島県廿日市市)	同上	34	-	同上	平成27年4月	平成27年6月	- (注) 4
	その他13店舗 (未定)	同上	600	-	同上	平成26年11月 ～平成28年1月	平成27年1月 ～平成28年3月	- (注) 4
	改装予定30店舗	同上	375	-	同上	平成27年3月 ～平成28年2月	平成27年4月 ～平成28年3月	- (注) 4
	設備入替予定 100店舗	同上	100	-	同上	平成27年4月 ～平成28年3月	平成27年4月 ～平成28年3月	- (注) 4
	<MARUGAME UDON>							
	イオンモール 多摩平の森店 (東京都日野市)	同上	42	-	自己資金	平成26年9月	平成26年11月	- (注) 4
	<とりどーる>							
	2店舗 (未定)	とりどーる	140	-	増資資金	平成27年4月 ～平成28年1月	平成27年6月 ～平成28年3月	- (注) 4
	<コナズ珈琲>							
	1店舗 (未定)	その他	70	-	増資資金	平成26年10月	平成26年12月	- (注) 4
	<ラナイカフェ>							
	イオンモール 沖縄ライカム店 (沖縄県中頭郡)	同上	60	-	増資資金	平成27年2月	平成27年4月	- (注) 4
ゆめタウン廿日市店 (広島県廿日市市)	同上	72	-	同上	平成27年4月	平成27年6月	- (注) 4	
その他5店舗 (未定)	同上	350	-	同上	平成27年4月 ～平成28年1月	平成27年6月 ～平成28年3月	- (注) 4	
<まきの>								
1店舗 (未定)	同上	50	-	増資資金	平成27年4月 ～平成28年1月	平成27年6月 ～平成28年3月	- (注) 4	
<その他業態>								
1店舗 (未定)	同上	80	-	増資資金	平成27年4月 ～平成28年1月	平成27年6月 ～平成28年3月	- (注) 4	
TORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED	<丸亀製麺>							
2店舗 (未定)	その他	140	-	増資資金	平成27年1月 ～平成27年12月	平成27年4月 ～平成28年3月	- (注) 4	

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

	<博多ん丸> 3店舗 (未定)	同上	210	-	増資資金	平成26年9月 ～平成27年12月	平成26年12月 ～平成28年3月	- (注) 4
TORIDOLL KOREA CORPORATION	<丸亀製麺> 11店舗 (未定)	その他	770	-	自己資金 及び 増資資金	平成26年8月 ～平成27年12月	平成26年11月 ～平成28年3月	- (注) 4
	<その他業態> 3店舗 (未定)	同上	210	-	増資資金	平成27年1月 ～平成27年12月	平成27年4月 ～平成28年3月	- (注) 4
TORIDOLL KENYA LTD	<teriyaki JAPAN> 1店舗 (未定)	その他	100	-	増資資金	平成27年1月 ～平成27年12月	平成27年4月 ～平成28年3月	- (注) 4

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2 設備の内容は全て営業店舗用設備であります。
3 投資予定額には敷金及び保証金、建設協力金が含まれております。
4 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記の資金に充当することにより、今後の収益基盤の拡大を通じて業績の向上に資するものと考えております。また、増資資金により自己資本の充実が図られる見込みです。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題のひとつに位置付け、将来の事業展開と経営体質の強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当をしていくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、剰余金の配当の決定機関は取締役会としております。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装費のほか、今後の事業展開のための人材の育成など、将来の利益に貢献する有効な投資資金として活用しつつ、より一層の財務体質強化にも努める所存であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	77.75円	82.70円	21.60円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	15.50円 (-)	16.50円 (-)	8.00円 (-)
実績連結配当性向	19.9%	20.0%	37.0%
自己資本連結当期純利益率	28.7%	24.4%	5.7%
連結純資産配当率	5.7%	4.9%	2.1%

- (注) 1 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
- 2 当社は平成23年10月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っています。当該株式分割が平成24年3月期首に行われたものと仮定し、1株当たり連結当期純利益を算定しています。
- 3 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
- 4 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均)で除した数値です。
- 5 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法及び会社法に基づく新株予約権(ストックオプション)を発行しております。当該新株予約権の内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数(43,102,000株)に対する下記の新株式発行予定残数の比率は1.36%となる見込みであります。

新株予約権(ストックオプション)の付与状況(平成26年10月31日現在)

決議日	交付株式 残数	新株予約権の行 使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成21年6月26日	279,400株	1,025円	778.305円	自平成24年6月26日 至平成31年6月25日
平成24年6月28日	304,800株	1,402円	974円	自平成27年6月28日 至平成34年6月27日

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	95,000円 □612円	1,003円	950円	972円
高 値	162,000円 □998円	1,399円	1,471円	1,491円
安 値	86,000円 □612円	820円	780円	855円
終 値	122,000円 □995円	954円	981円	1,423円
株価収益率	12.8倍	11.5倍	45.4倍	—

- (注) 1 平成24年3月期の株価の□印は、平成23年10月1日付の普通株式1株につき200株の株式分割による権利落後の株価を示しております。
- 2 平成27年3月期の株価については平成26年11月10日現在で表示しております。
- 3 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成27年3月期については未確定のため表示していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等 該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である粟田利美及び粟田貴也並びに当社株主である有限会社ティーアンドティーは、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

II. 親会社以外の支配株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び前記「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の新株式発行及び株式売出しに伴い、下記のとおり当社の親会社以外の支配株主の異動が見込まれるものであります。

2. 親会社以外の支配株主に該当しなくなる株主の概要

- | | |
|----------|---------|
| ① 氏名 | 粟田 貴也 |
| ② 住所 | 兵庫県神戸市 |
| ③ 当社との関係 | 代表取締役社長 |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 当該株主の所有する議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (注) 2	親会社以外の支配株主	148,620 個 (37.82%)	87,180 個 (22.18%)	235,800 個 (60.00%)
異動後 (注) 3	主要株主	140,820 個 (33.14%)	71,480 個 (16.82%)	212,300 個 (49.96%)

- (注) 1 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 4,500 株
平成 26 年 10 月 31 日現在の発行済株式総数 39,302,000 株
- 2 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 26 年 10 月 31 日現在の総議決権の数 392,975 個を基準に算出しております。
- 3 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、異動前の総株主の議決権の数 392,975 個に、今回の公募による新株式発行により増加する株式数に係る議決権の数 32,000 個を加算して算出した議決権の数 424,975 個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出しにおける受渡期日

5. 今後の見通し

本件異動による当社の経営体制及び業績等への影響はありません。前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び前記「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の新株式発行及び株式売出しが実施されない場合は、本件異動は発生しないため、速やかに開示いたします。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。